

## 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時  
令和2年3月24日(火)  
午後1時50分開会、午後2時32分散会
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、須川担当書記、鈴木併任書記、森田併任書記
- 6 説明のために出席した者  
教育委員会  
佐藤教育長、佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長、大畑教育企画室教育企画推進監、山本教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、山村教職員課総括課長、金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、藤澤学校調整課特命参事兼高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、小久保学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、里館学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、岩淵生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長
- 7 一般傍聴者  
なし

8 会議に付した事件  
教育委員会関係審査  
(議案)

議案第88号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしました日程により議案の審査を行います。

議案第88号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 議案第88号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第7号)について御説明いたします。

議案(その7)の3ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は今般の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、第10款教育費の第5項特別支援学校費及び第6項社会教育費の214万5,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の令和元年度予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の令和元年度予算に関する説明書8ページをお開き願います。第10款教育費、第5項特別支援学校費、第1目特別支援学校費の管理運営費は特別支援学校の給食に要する経費であります。食材費につきましては保護者が負担しているものであります。学校一斉臨時休業に伴い不要となった食材について保護者負担分を学校設置者である県が負担しようとするものであります。

次の9ページの第6項社会教育費、第1目社会教育総務費の学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助は、同じく学校一斉臨時休業に伴い子供の居場所の確保等のために市町村が実施する放課後子供教室を新たに設置する等の経費について所要額を補正しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 1点お伺いします。

今の9ページの件ですけれども、どの時点までさかのぼっているのか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が決定されてからになるのか、お伺いします。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 9ページの件でございますが、放課後子供教室の補正

でございます。これは一斉臨時休業における子供教室の事業の補正でございますので、本県においては3月2日以降が対象になるものでございます。

○**斉藤信委員** 補正予算はわずかな額ではあるのですが、これは全国一律休校に伴う経費で、全国一律休校の検証が私は問われると思うのです。一言でいえば、安倍晋三首相の独断による全国一律の休校措置によって子供の学習権、人権が脅かされ、社会に混乱を広げたと、これが実態ではないのかと思います。

先日、3月19日ですか、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開かれて、それを受けて文部科学省が、これはきょう付でしょうか、教育活動の再開に向けて通知が出されたようであります。一言でいうと、地域の実情に合った対応をなさいというのが今回の文部科学省の通知だと思いますけれども、今回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受けて、文部科学省がどういう方針、方向を示したのか、これを丁寧に説明してください。

○**小久保学校教育課総括課長** 国の動きに関してでございます。委員御指摘のとおり、3月19日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言、報告をしました。その中身につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連して地域ごとの対応に関する基本的な考え方が示されていたものであります。特に感染が確認されていない地域においては、いわゆる換気が悪い、多くの人が密集をする、それから近距離の会話や発声が重なる、その三つの条件を徹底的に回避するとした上で、学校におけるさまざまな活動も含めてリスクが低い活動から実施することができるとの趣旨が提言されていたものであります。それを通じて、学校において多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える、それから地域ごとの蔓延の状況も踏まえて対応していくことが重要だと示されたところでございます。

この新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の報告を踏まえまして、文部科学省からきょう付で出た通知においては、先ほど申し上げた三つの条件を徹底的に回避するなど感染症対策をしっかりと講じた上で、学校は新学期を始める準備を行っていただきたいといった旨の要請が一つ。

それから、仮に感染が判明した場合には、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生部局と相談の上、設置者において検討をすることなどが示されました。学校の再開、それから臨時休業については、双方ともに国からあわせてガイドラインが示されたところでございます。

○**斉藤信委員** 全国一律休校は、実は専門家の意見も聞かず、2月25日に政府が基本方針を発表したのです、その直前の基本方針にもなかった。地域で対応するのが、政府の基本方針です。これとも全く違ったものが出されて大変混乱を広げたのではないかと私は思います。今回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえて、大幅に是正されたと思います。

それで、どういうことが起こったのか、要請でしたけれども、事実上の強制になったと、

全国的にいえば 99%ぐらいの学校が休校に応じたわけですから。ただ、その中でも県レベルで、埼玉県は特別支援学校は継続したと、島根県は県立学校と特別支援学校は継続したと、こういう独自の判断をやったところもあるので、私はそれは立派なことだと思う。本来なら岩手県もこういう独自の判断を行うべきではなかったのかと私は思います。それで結局、独断による一律休校で子供の学習権が奪われた、学ぶ権利、学習する権利が奪われた、これは極めて深刻だったと思います。

もう一つは、自宅待機を押しつけた。自宅待機も、子供にとっては苦痛以外の何物でもないのです。遊ぶ権利、自由に活動する権利がありますからね。私はそういう意味で、独断によって、こういう子供の切実な人権が踏みにじられたことは極めて重大なことではなかったのかと。

そして、県教育委員会は県立学校について3月2日から休校措置という本当に無謀な方向をとり、最近でも終業式も離任式もやらないような、3月のこの段階になってもそういうことを打ち出すことは、私は前にも思考停止だったのではないかと言ったけれども。教育長にお聞きしたいのだけれども、そういう点で今回の新たな方針を受けて、この間の県教育委員会の対応はどうだったのか、問題があったのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○佐藤教育長 この間の県教育委員会の対応でございますが、確かに2月末に安倍晋三首相から唐突に全国一斉休業の形での通知が出され、そういった時間のないところでの対応はやむを得なかった部分もあります。ただ、休業に入ってから、実態に即した対応と弾力的な対応、そして現場からのさまざまな状況についても丁寧に把握しながら柔軟な対応を心がけてきたところでございます。

実際に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からいろいろと示されているわけですが、県内外、海外の現在の状況を見ますと、状況がよくなっているかという、状況についてはさらに厳しいものがあるのではないかと思いますし、また近県、青森県でも感染者が出てきていること、これについては海外渡航の実績もございますから、ある程度感染ルートが特定されてはおりますが、ただ一方では不明な感染者も出ている状況の中で、幸い本県においてはまだ感染者が出ていない状況にはありますが、そういった中で、学校における児童生徒、あるいは教職員の感染はやはりどうしても避けなければならない、クラスターになっては当然いけないわけで、そういった中で文部科学省から学校再開のガイドラインが本日示されました。それについては内容等を精査しながら、本県に沿った対応等について今検討を進めております。

そういった形で、今後もあくまでも児童生徒、それから教職員の感染リスクの低減といったことを考えながら、そしてまた私どもは科学的知見を十分に備えているわけではございませんので、保健福祉部と連携を図りながら適切に対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 今回の全国一律休校は科学的根拠もなかったし、法的根拠もなかったわけです。そして、今の教育制度は本来地方自治なのですよ、昔の中央集権ではなくて。教育

でこそ地方自治の立場で対応することが求められていた。だから、こんな無謀なときには、それだけ地方が自分の頭で考えて自主的に判断することが私は必要だったのだろうと。

特に私が矛盾の集中点だったと思うのは特別支援学校です。学校でしっかりサポートすべき子供たちが、基本的には一律の休校を強いられた。だから、島根県や埼玉県も特別支援学校は継続したわけです。体制からいって 1,500 人余の生徒に対して 1,500 人余の教職員、看護師も配置されているのです。予算特別委員会の論戦でもありましたけれども、医療的ケアが必要な子供 40 人が特別支援学校にいて、30 人の看護師がしっかり配置されて、見られている。だから、これだけ安全な場所はないのだと思うのです。それを放課後デイサービスに追いやることは子供の安全を考えてももっと慎重に対応されるべきだったのではないかと私は思います。

そういう点で、もう春休みに入っていると思いますけれども、子供たちの学校の登校日を決めて、先生と子供たちの共有する場が、私は 3 月中にも必要なのではないのかと思います。本来なら補習をやっていいぐらいだと私は思うのですけれども、せめて 4 月の入学式、始業式まで何もなしではなく、子供の状況を直接確かめて、子供たちは友達と会うのが一番楽しみなのです。そういうことについて、しっかりと手を打つことが必要なのではないか。

あと今度の文部科学省のガイドラインでは、いわば感染者が発生した場合の学校の休校とか、再開のルールがあります。これもかなり今回具体的になって、この間 NHK のテレビの特集を見ていたら台湾の取り組みが報道されていて、台湾は 1 人発生したらその学級がまず休講する、2 人発生したら学校が休校する、こういう基準でやっているのです。

全国的に蔓延している状況ですから、いつ岩手県で発生してもおかしくない。だから、そのときに慌てないで、自主的に合理的な対応がとれる基準というか、方向性はしっかり持って対応すべきだと思いますが、これを最後に聞いて終わります。

○小久保学校教育課総括課長 齊藤委員から大きく二つ、御質問、御指摘をいただきました。まず、児童生徒の登校日、学習の機会等の確保に関することでもありますけれども、委員がおっしゃるとおり、県内の子供たちについて、学習機会の保障、それから心身の健康の保障といいますか、確保は大変大事だと思います。その点から、各学校において子供たちの様子を把握することは大切だと思います。臨時休業に入らざるを得なかったこの期間において、県としても指導のために個別に登校してもらうとかといったことについては、柔軟に対応するようにお願いしてきました。実際に各市町村等においてもそういった対応がなされております。

今春休みの期間に入ったところでもありますので、どういった形で子供たちの様子を把握するかは学校の状況に応じてやっていただくことが可能であると思いますけれども、そういったことをしながら新学期を迎えた際に、学習のおくれも前学年の内容、それから前の学校で学習するはずだった内容について、工夫をして新しい学年、学校で適切な組み合わせによって補習をしていくとか、式典もそうですけれども、さまざまな教育活動を、子

供たちの状態に合った形でしっかり実施していけるようにと、あすといいますか、この後出す通知等において対応していきたいと思います。

それから、仮に、休校せざるを得なくなった場合の判断については、先ほど教育長からも答弁申し上げたとおり、感染をした人、それから拡大の状況がどうなっていくかをしっかり県なり、保健福祉部等の知見に基づいて慎重に検討していく必要があると思いますが、まさに台湾のように人数で判断することは、確かに考え方もわかりやすいと思います。ただ、一方で状況は日々変わる、県内の自治体の状況も、人の往来の状況もさまざまですので、状況をしっかり見て県教育委員会としての判断を主体的にしていきたいと思います。

○小西和子委員 特別支援学校費ですけれども、私は特別支援学校に何度も訪問させていただき、給食の時間も見させていただきましたし、教職員の皆さんも給食の時間こそ見ていってとおっしゃるのです。1人に1人の職員がついて、しっかりと給食を支援している。そして、その子供の障がいに合わせて食事を準備しているわけですよね。いきなりの休みになって、そういう配慮もどうなったのだろうとっております。

そこでお伺いいたしますが、一斉の休業をとることが示されました。例年であれば、今は春休みで寄宿舎もありますが、寄宿舎等をお願いしたりすることはなかったのか、特別な事情があれば寄宿舎でも見ますということがあったのかどうかをまずお伺いしたいと思います。春休みの過ごし方ですね、お願いします。

○高橋特別支援教育課長 委員から御指摘のありました寄宿舎の利用についてですけれども、そちらについては、今回の一斉休業期間では対応はございませんでした。ただ、学校の恒例の少人数での預かり事例では何名か実績として見られております。

○小西和子委員 春休みを過ごし、そして新年度から子供たちが元に戻ることを願っているわけですけれども、特に特別支援学校の子供たちは、この期間予想もしない状況に追いやられて心のケアが本当に必要だと思いますので、その対策をお願いしたいと思います。

次に、社会教育でございますけれども、全体からお話ししたいと思います。ガイドラインが示されたことでいいのですね。きょう、岩手日報の朝刊を持ってきましたけれども、このガイドラインで示される前に学校を再開したところがありますか。

○小久保学校教育課総括課長 先ほど申し上げましたが、特に市町村の学校においては春休み中に、登校日の形で学校の状況に応じて生徒を登校させる自治体があったことについては承知しています。ただ、それは学校再開ではなくて、いわゆる休業中の登校日の扱いだったと理解しております。

○小西和子委員 そうでしたか。3月23日月曜日から27日金曜日に未履修の補完のための授業を行うことで、遠野市がガイドラインが示される前に、これは18日には決めていたようですけれども、実際に子供たちは登校しておりまして、月曜日から木曜日は5時間授業、金曜日は午前授業であります。小学校1年生、6年生、中学校1年生、2年生で、中学校3年生は除きです。授業日や授業時間数はカウントしない、給食は提供するとなっております。未履修の授業ですけれども、出席しない子供だけにいるわけですので、その子

供たちの授業はどのようにして、その分を補ってもらえるのだろうかと思いました。

そこで、先ほど小久保学校教育課総括課長がおっしゃったようにおくれた分は新年度、関連の授業のときに、3学期にこれを習う予定だったけれども、こういうことだよねと、そこで補ってあげばいいと思うのですね。どういうことで、このように先行したのかわかりませんが、何よりも心のケアが大事と私は考えておりますけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

**○小野寺義務教育課長** 遠野市における登校日のことでありますが、遠野市では域内の校長たちとの協議の結果、登校日を設定したい意向が強く、そこで登校日の設定についてどうあればよいかをさまざま考えたところ、あくまでも子供たちのこれまでの生活をきちんと把握することであるとか、授業日としないことであるとかを決めて登校日を設定したと。その際、給食についてもさまざま不安があることから、遠野市で検討した結果、給食を提供すること、またその際の給食に係る経費については公費とすることなどさまざま調整した上で、今回登校日の設定をしていると捉えております。また、生徒が登校しない選択もありますので、授業日数には数えないと捉えております。

**○小西和子委員** 小野寺義務教育課長が捉えていらっしゃる中身と、私が聞いている中身には随分違いがあると思いました。そういう市町村もあることをお知らせしておきたいと思います。

それで、文部科学省の指針案のポイントにマスク着用とあるのですね。私はどこの店に行ってもマスクがないので、議員の中でもちゃんと着用している方もいらっしゃるのですが、マスク着用とガイドラインに示したことは、マスクが準備できない場合は文部科学省で準備すると明示されているのでしょうか。

**○大畑教育企画推進監** 子供のマスクの確保についてでございます。委員おっしゃるとおり、今回文部科学省から出された通知の中では、飛沫を飛ばさないよう咳エチケットの要領でマスクを装着するなど指導することという一文がございます。一方で、これまで出されております国からの事務連絡等においては、子供を対象とするマスクの配布については示されておられません。

ですから、今回こういった文書が出たことを踏まえまして、総務省のリエゾンを通じまして、国において責任を持って学校に通学する子供たちのマスクを確保し、配布するよう要望していきたいと考えております。

**○小西和子委員** よろしくお願いたします。なかなか手に入らないです。

こんなことは二度とあってはいけない子供たちの過ごし方だったと思いますので、心のケアをどのように進めていくかも本気になって考えていかなければならないと思います。

学習のおくれは、次の学年で1年かけておくれた部分を補完することはできますけれども、心の傷という、この間のすっぱり抜けた部分への対応は、新年度が始まってから心してやっていかなければならないことだと思うのです。その家庭、その家庭によっても過ごし方は違ったと思いますし、手厚く面倒を見られる家庭はいいのですけれども、そうでは

ない家庭のほうが多いと思いますので、そのあたりをお願いして終わります。

教育長、何かございましたら御発言していただければありがたいです。

○佐藤教育長 今回出されました再開に向けてのガイドラインの中でも、児童生徒等の心のケアについても、しっかり保健管理の徹底の中に一文が入っております。実際に生活のリズム等が一斉休業によってしっかり確保されているかというところ、そこは時間を持って余したり、いろいろなことがあることもお聞きしております。やはり学校生活の集団生活の中で保たれるしっかりした生活のリズム、学習のリズム、そういったものが非常に大事だと思いますし、そしてまた今般の一斉休業によって、そういったところは学校が再開したときにしっかりケアできるよう、スクールカウンセラーとかにそれぞれの学校を訪問して対応していただくことを想定しておりますが、また新学期、学校が再開した後の対応については、休業中のさまざまな課題等が出てきて、特に児童生徒にとって、一人一人いろんな状況があると思います。そういったところをしっかりと把握をしながら適正に対応していきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 特別支援学校につきまして、今回の予算特別委員会でも県立宮古恵風支援学校についての質疑があったところであります。

県立宮古恵風支援学校につきまして、実はこれは昭和40年、50年代の頃、各小学校、中学校で特殊学級がありまして、今でいう知的障がいの子供たちを隔離したような教育があったわけですが、当時の宮古市長が、それではいけないのではないかと。したがって、そういう子供たちをちゃんと集めて専門の教育を受けた先生方に教育をしてもらうべきだと、県に相談したようであります。ところが、県にはそういうメニューはありません、国に行ってください。国に行ったら、国もそういうメニューはありませんと断られた。

そうしたら、それから四、五年たって、国でもそういうことをしなければならぬ、そして県でもやらなければならぬと、こうなりました。当時の宮古市長に、これからは県がやりますから、どうぞこっちによこしてくださいとの話までいったらしいのです。ですけども、当時の市長は、だから俺たちはあのとき言ったでしょうよとなって、そうですか、ではどうぞおたくでおやりになってくださいということで、それから県内には15校ですか、支援学校がそれぞれ県立になってきたわけですが、宮古のはまゆり学園だけは、一番最後まで一部事務組合の運営であったと。私が市議会議員の1回生のとき、そこに議員として行きまして、当時的一部事務組合の議会の名前は三陸沿岸精神薄弱児施設組合議会という名前だったのです。今どき考えられないですね。それが養護学校に変わって、県立恵風支援学校に変わった経緯があるわけでありまして。

そういう中で、一部事務組合の議会として県当局にもどうぞ県営化をお願いしたいと上がった記憶があります。教育長は大体2年に1回ぐらいかわっていますから、人がかわるわけですね。そうすると、言葉を変えながら言を左右にして、宮古駅から2キロ以内とか、あるいは眺望のいい太平洋が見えるところとか言って、歯牙にもかけない状況だったのであります。私は、これは県による宮古はまゆり学園へのいじめだと思ってきましたから、

これを何とかしなければならぬと思っておりました。

そのうち増田知事が誕生して、2年目に宮古市の視察に来られたとき、はまゆり学園に御案内をしたのです。私をどちらかという土木系、橋やれ、トンネルやれ、道路やれのタイプの人間と思っていたらしいのですが、なぜはまゆり学園に連れていくのか、いろいろ経緯、経過を聞いたようであります。ところが、当局では口ごもりをして、はっきりとした経緯、経過を言えなかった。そんなものだろうと思っていましたが、そこで当時は釜石市、大槌町、山田町、宮古市、川井村、岩泉町、田野畑村、普代村、あと一つどこか抜けましたが、九つの市町村で事務組合をつくってやっていたのですが、そこでお願いをしたのは、知事にその経緯をお話して、大人の争いは水に流してくださいと、県内の子供を等しく扱ってくださいとのことで、知事はわかりましたと、翌年小中学部の県立化をしていただきました。そして、翌年には高等部を設置していただいたところであります。

今回の予算特別委員会の中でも議論が出ましたが、立地の問題についても議論があったようですが、実は今の県立恵風支援学校の向かいにはわかたけ学園があります。一方には宮古カントリークラブもあって、国道45号からの行き来の道路が問題で、当時三陸国道事務所の宮古事務所長が県立盛岡工業高校出身であることもあって、三陸国道事務所はオーケー、やりましょうと。今度は宮古市が乗ってくれなかったのです。ですから、あそこの間にある産廃業者も積極的に支援の方向を見せてくれましたので、あそこで思い切ればいい道路ができるはずだったのですが、残念ながらそこには至っていませんが、そういう立地についての議論の際に、これまでの経緯、経過を含めた上で、やりようはあると考えながら、上辺だけの面を見るのではなくて、特に県立化が一番最後になった県立恵風支援学校には何か余禄、余恵があってもいいのではないかと思ひ、いつかしゃべりたいと思っておりました。今回の予算特別委員会で話題になりましたので、ぜひこの話をしたいと思ったところであります。

いずれ県内の子供を等しく扱ってもらいたいと思っておりますので、いきなりですが、佐藤教育長ひとつ、歴代の教育長はだめだったのですよ、いいとはさっぱり言いませんでしたから、あなたは違うので、いかがなものでしょうか。

○佐藤教育長 特別支援学校の教育環境の状況は、私もこれまでも拝見してきたところで、老朽化であるとか、まさに県立宮古恵風支援学校のように立地場所にも特性があって、昨年の台風第19号災害で道路が通れなくなり、休校を余儀なくされたことがありました。

そこで、今般特別支援学校の整備計画の策定作業に取り組んでおります。今年度と令和2年度の2カ年をかけて整備計画を策定していくものでございますので、地元の御意見等も丁寧にお聞きをしながら、特別支援学校の教育環境の整備に向けて、さまざまな意見を伺いながら検討を進めていかなければならないと感じております。

また、教育環境の整備の中には校舎等もございまして、またスクールバスですね、こちらでも拝見しておりますと老朽化したバスで対応していると。中には、これは一例でございましてけれども、県立釜石祥雲支援学校の整備作業をやっと進めておりますが、こちらでも復

旧工事等で大型車両が通ることもあって、釜石市内でもって本来校外活動用のバスをスクールバスに転用して運行させていた実態もございました。今回旧県立釜石商業高校の校舎ですね、いわゆる平田地区に新築移転整備になりますので、そういう機会にスクールバスの運行についてもきちんと地域の実情等を伺いながら対応していかなければならないので、そういった検討も進めております。

この県立宮古恵風支援学校の環境改善につきましても、現在進めております特別支援学校の整備計画の中でいろいろ検討させていただきたいと思っています。

○伊藤勢至委員 ありがとうございます。現在の県立宮古恵風支援学校であります、第1回目の全国植樹祭が岩手県であった際に、当時の昭和天皇皇后両陛下が視察の場所選ばれて、学校の廊下中に赤いじゅうたんを敷き詰めて子供たち、それから先生方が、天皇皇后両陛下をお出迎えしたと。その際に、打ち合わせも何もなかったのですが、ある子供が天皇陛下におじちゃん、ここは靴を脱いで入るのだよと言ったエピソードが残っています。ぜひその辺をお忘れないようにどこかに置いていただいて特別支援学校に支援をお願いして終わります。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。